

岡山県税条例の一部を改正する条例 【条 例】 ○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 ○ 公布した条例の解説 【解 説】		目 次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
				
		担当課（室）		
		税務課		
		総務学事課		
			目 次	
			担当課（室）	

外 号 岡 山 県 公 報 日 月 年 平 成 2 9

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十二号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二中「内国法人（法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第四十九条の三において同じ。）が同法」を「法人が法人税法」に、「又は第六十七条の十八第一項」を「、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項」に、「を」をした場合（外国法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。以下この条及び第四十九条の三において同じ。）が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る」を「以下この条において同じ。）をした場合又は」に、「又は締約者」を「若しくは締約者」に改め、「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」及び「を含む。」を削り、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改める。

第四十二条の二の二中「に対し」を「又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改める。

第四十九条第一項第一号中「特別の事情により各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定した月数の期間内」、法第七十二条の二十五第五項を「法第七十二条の二十五第三項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間内」、同条第五項に、「法第七十二条の二十五第五項に規定する特別の事情により各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定した月数の」を「法第七十二条の二十五第五項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める」に改め、同条第三項中「本条第一項の規定にかかわらず」を「第一項の規定にかかわらず、」に改め、同条第四項及び第五項中「にあつては」を「には」に改める。

第四十九条の三中「内国法人」を「法人」に、「又は第六十七条の十八第一項」を「、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項」に、「を」をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る」を「以下この条において同じ。）をした場合又は」に改め、「（同法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」及び「を含む。」を削り、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改める。

第四十九条の四中「に対し」を「又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改める。

第二百二十五条中「新設大規模償却資産を含む。以下本条」を「法第七百四十条に規定する大規模の償却資産をいう。以下この条」に、「又は法第三百四十九条の三」を「、第三百四十九条の三又は第

三百四十九条の三の四」に、「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第五条第五項中「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで」を「法附則第四条第一項第一号に規定する取得期限まで」に、「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日」を「同号に規定する取得期限又は同日」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

附則第十条の二第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「期間」を「期間。第四項において「予定期間」という。」に改め、同条第四項中「第二項に規定する期間内に同条第十二号」を「予定期間内に同条第十二号」に改め、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「期間」を「予定期間」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたときは、第二項、第四項、次項及び第八項の規定の適用については、第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該令で定める日までの期間とする。

附則第十一条の二の四第三項中「次条第三項各号」を「同条第三項各号」に、「申告書」を「特定配当等申告書」に、「以下この条及び次条において」を「次条において」に改める。

附則第十一条の二の六第一項中「政令」を「令」に改め、同条第二項中「申告書を提出した場合」を「特定配当等申告書を提出した場合（法附則第三十三条の二第二項各号に掲げる場合を除く。）」に改める。

附則第十二条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の七中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第十七条第一項、第十七条の二、第十七条の二の二第一項及び第十七条の五中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第五項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）（乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。附則第二十一条の四において同じ。）が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、法附則第十二条の二の三第五項各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）」を「法附則第十二条の二の二第八項各号に掲

げる自動車」に、「前三項」を「第二項から前項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の三第四項各号」を「附則第十二条の二の二第七項各号」に、「前二項」を「第二項から前項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第三項各号」を「附則第十二条の二の二第五項各号」に、「前項」を「前三項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 法附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第二十条第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

附則第十八条第二項中「附則第十二条の二の三第二項各号」を「附則第十二条の二の二第三項各号」に改め、「（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第二十条において同じ。）を削り、「同条第六項から第十一項」を「前項又は附則第二十条第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法附則第十二条の二の二第四項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第二十条第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。附則第二十条第十二項及び附則第二十一条の四第三項第二号において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二の二第二項各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第二十条において同

外号 岡山県公報 平成29年3月31日

じ。を受けるものの取得（同条第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

附則第二十条第一項中「附則第十二条の二の五第一項各号」を「附則第十二条の二の四第一項各号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の五第二項各号」を「附則第十二条の二の四第二項各号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第三項各号」を「附則第十二条の二の四第三項各号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の五第四項各号」を「附則第十二条の二の四第四項各号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「附則第十二条の二の五第五項各号」を「附則第十二条の二の四第五項各号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の五第六項各号」を「附則第十二条の二の四第六項各号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の五第七項各号」を「附則第十二条の二の四第七項各号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第八項中「附則第十二条の二の五第八項各号」を「附則第十二条の二の四第八項各号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第九項中「附則第十二条の二の五第九項各号」を「附則第十二条の二の四第九項各号」に、「以下この項から第十一項まで」を「次項及び第十一項」に、「平成二十九年三月三十一日（法附則第十二条の二の五第九項第四号）を「平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第九項第三号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に、「同項」を「第九十三条第一項」に改め、同条第十項中「附則第十二条の二の五第九項第四号」を「附則第十二条の二の四第十項各号」に、「当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日」を「法附則第十二条の二の四第十項第一号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項第二号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日」に、「同項」を「第九十三条第一項」に改め、同条第十一項中「附則第十二条の二の五第十一項各号」を「附則第十二条の二の四第十一項各号」に、「平成二十九年三月三十一日（法附則第十二条の二の五第十一項第五号）を「平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第十一項第四号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に、「同項」を「第九十三条第一項」に改め、同条第十二項中「第二項又は第三項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上

を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第二十一条の四第一項中「第三項第一号」の下に「及び第五項第一号」を加え、「同項第二号」を「第三項第二号及び第五項第二号」に改め、同項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「第四号及び第五号」を「以下この項及び第五項」に、「この号」を「この号及び同項第二号」に改め、同項第三号中「いう」の下に「。第五項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「この号及び次項」を「この条」に、「ものに」を「もの（第五項及び第六項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に」に改め、「もの（次項」の下に「から第六項まで」を加え、同項第五号中「除く」の下に「。第五項第五号において同じ」を、「定めるもの」の下に「（同号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令で定めるもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三条第四項中「第三十四条の四第一項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで」に提出された同条第二項の確定申告書を含む」を「租税条約実施特例法第三条の二の二第七項各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第七項各号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

附則第二十三条の二第四項中「第三十四条の四第一項の申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで」に提出された同条第二項の確定申告書を含む」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第五項各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第五項各号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第五条第五項の規定は、県民税の納税義務者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同号に規定する買換資産について適用し、県民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日前で

ある同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第十条の二第六項の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日が施行日以後である同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

（法人の県民税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 8 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 9 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 10 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(解
説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部改正に伴い、環境への負担の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び自動車税の税率の軽減等の特例措置の適用期限を延長する等所要の改正を行うものである。